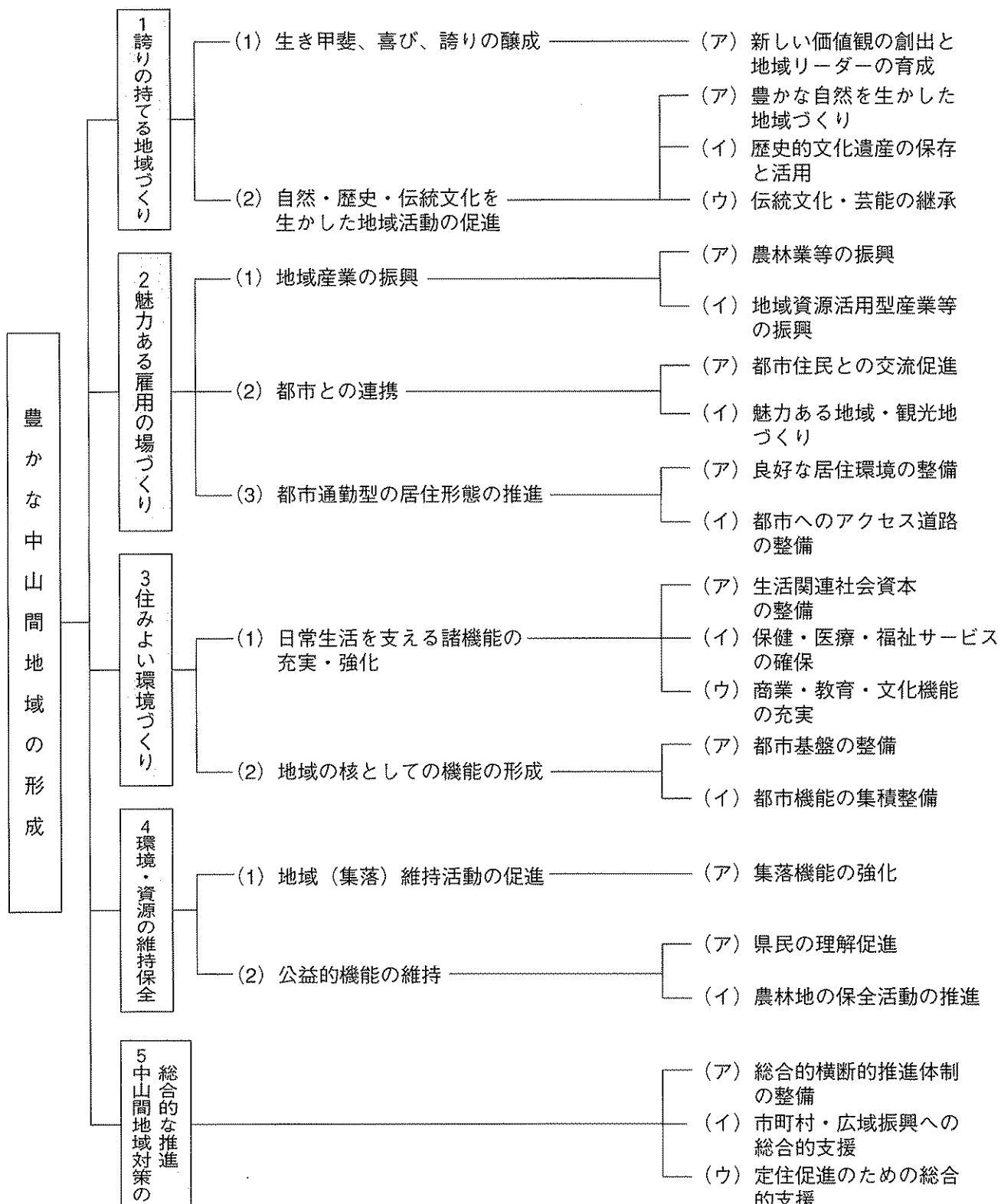


第4章 施策の展開

第1 施策体系



第2 施策の内容

1 誇りの持てる地域づくり

(1) 生き甲斐、喜び、誇りの醸成

(ア) 新しい価値観の創出と地域リーダーの育成

近年、物質的豊かさよりも心の豊かさを求める傾向が強まりつつあるなかで、学校教育や都市住民との交流、情報発信などを通じ、新しい価値観の創出を図り、地域住民自らが自信と誇りを持って暮らすための施策を推進します。

また、集落、市町村、広域それぞれの範囲に応じた地域リーダーを育成し、そのネットワーク化を図るとともに、これらの地域リーダーをコーディネートする機能を強化していきます。

●新しい価値観の創出

住民自らが中山間地域で暮らす積極的な意義を見い出せるよう、中山間地域において光輝いている人、集落、団体や、中山間地域が果たしている公益的機能について、広報媒体を通じた情報発信に努めるとともに、都市住民との交流活動を促進します。

また、学校教育や生涯学習におけるさまざまな体験・交流活動を通じ、食料生産としての農業などの地域産業、地域の自然、伝統文化などへの理解を増進し、地域への愛着と誇りの醸成を図ります。

- ・人、集落、団体等の取組みの情報発信
- ・公益的機能についての情報発信
- ・ふるさと体験活動の推進
- ・ふるさと教育の推進
- ・生涯学習の推進

●人づくり・人のネットワーク化

地域活性化のためには自主的・主体的な地域づくりの取組みをリードする人の存在が不可欠であるとともに、女性や高齢者の社会活動が活発に展開されることが重要であり、さまざまな分野における人づくりを支援します。

また、地域づくり研修の実施や相互の交流・活動支援、アドバイザー派遣、人のネットワーク化を推進します。

- ・中山間地域研究センターにおける人づくり支援
- ・地域づくり団体相互の交流支援
- ・地域リーダーの育成支援
- ・地域プランナーの連携強化
- ・地域教育活動への支援
- ・高齢者の社会活動の支援
- ・女性の自主的活動への支援
- ・地域づくり人、団体のネットワーク化

(2) 自然・歴史・伝統文化を生かした地域活動の促進

地域がより個性的で魅力あふれる空間となるためには、地域の豊かな自然、歴史、伝統文化を生かした住民が主体となった活動が継続的に展開されが必要であり、住民の取組支援を通じ、地域住民が喜びと生き甲斐を持って、心豊かにいきいきと暮らせる地域づくりを推進します。

(ア) 豊かな自然を生かした地域づくり

中山間地域の地域資源を生かした住民の活動を促進するとともに、自然と触れ合う場の充実を図ります。

- ・しまねフィールドミュージアムナビ（仮称）の整備
- ・住民が主体となった地域資源の活用促進
- ・自然とふれあうフィールドミュージアム化の推進
- ・森とのふれあいの推進
- ・ふるさとの川づくりの推進

(イ) 歴史的文化遺産の保存と活用

歴史的文化遺産についてもその積極的な活用のための各種整備を進めます。

- ・世界遺産登録を目指した石見銀山の整備
- ・文化財の保存・整備

(ウ) 伝統文化・芸能の継承

地域に伝わる伝統文化、伝統芸能を保存、継承するため、地域住民が主体となった活動に対する支援やその魅力を発信し、地域の活性化に生かします。

- ・住民が主体となった伝統文化・芸能の保存継承活動の支援
- ・後継者育成、イベント等を通じた情報発信

2 魅力ある雇用の場づくり

(1) 地域産業の振興

(ア) 農林業等の振興

農林業は中山間地域において重要な地域産業であるとともに、土砂の流出や洪水の防止、水資源かん養等の国土保全機能や大気の浄化等の環境保全機能などの重要な機能を担っています。

しかしながら、農林業を取り巻く厳しい諸情勢や就業者の高齢化の進行、後継者不足など多くの課題を抱えています。

その一方で、都市住民の農山村への関心が高まってきており、都市との連携という視点を積極的に生かしながら、各種の農林業の振興施策の推進を図ります。

海岸部の中山間地域にある漁村については、高齢化や担い手不足など同様な課題を抱えており、漁村の活性化や担い手の育成支援を行います。

また、野生鳥獣と人間の営みとの調和を図りながらも、農林産物に多大な被害を及ぼす有害鳥獣については、その被害防止対策を推進します。

●農業の振興

県や農業団体等が一体となった産地づくり体制を確立し、中山間地域特有の自然条件を生かしながら、認定農業者や集落営農組織による水稻プラス他作目の導入や、加工・販売までを視野に入れた複合的な経営による産地づくりを進めます。

また、付加価値の高い農産物の生産や小規模でも生産可能な少量多品目生産といった地域の特性を生かした農業を推進し、これらの農産物の流通についての支援を行うとともに、有害鳥獣被害防止対策などを推進します。

・総合的支援

がんばる島根農林総合事業の推進

(水田農業活性化対策の推進、環境にやさしい農業支援対策の推進、新技術活用推進など)

・担い手育成、確保

集落農業総点検運動による掘り起こし

認定農業者・農業法人・集落営農組織等の担い手育成

担い手育成のための総合的な支援体制の強化

他産業従事者や定年帰農者の受け入れ促進

農業体験学習の推進

・地域特性を生かした農業生産構造の確立

高付加価値化、少量多品目生産

適地適作による良質米の生産振興

転作作物の生産拡大と定着化の推進

新技術導入による園芸産地育成

和牛の里づくりの推進

里山や遊休農地を活用した放牧の推進

企業的経営体による養豚・養鶏の産地化

・環境にやさしい農業の推進

エコファーマーの拡大

エコロジー農産物推奨制度の普及

有機質資源の活用

・流通の多様化の推進

しまねブランドの確立、地域内農産物流通の支援

産直や青空市等への支援

・生産基盤等の整備

ほ場整備や農道網整備

・有害鳥獣被害防止対策の推進

市町村の駆除対策への支援充実

広域的な駆除対策の構築

農業・畜産・林業が一体となった研究

補償対策の検討

・試験研究体制の整備拡充

中山間地域研究センターの機能強化

石見地域における地域特性を生かした農業振興のための施設整備についての取組み

●林業の振興

林業は適切な林業生産活動を通じ、森林の有する多様な機能を維持、発揮させるという重要な役割を担っており、また、森林資源は再生産が可能な優れた資源です。

そのため、機能別ゾーニング等による新たな森林の整備や間伐の推進による公益的機能を十分発揮する「豊かな森」づくり、県産材の利用促進などによる林業・木材産業の振興を図ります。

- ・間伐の促進

- 間伐材の出荷支援や利用の促進

- ・担い手の育成、確保

- 活動支援、グリーンマイスターの養成

- ・生産体制の確立

- 林道の整備、高性能機械のリース事業等

- ・県産材の需要拡大

- 県産材利用木造住宅への助成

●漁村等の振興

漁業者や地域住民の自主的な話し合いに基づく創意と工夫に満ちた取組みに対し支援とともに、担い手の育成確保に対する支援などにより漁村地域の活性化を促進します。

また、内水面の資源保護・増大による内水面漁業の振興を図ります。

- ・漁村住民の自主的取組みの支援

- ・担い手の育成確保への支援

- ・内水面の漁業資源の保護、増大

(イ) 地域資源活用型産業等の振興

農山村への人々の関心の高まりや、多様なニーズを地域の産業振興に生かすため、産学官交流や異業種交流、都市住民との交流などを通じ、地域が有する資源を新たな視点で見直し、地域資源を生かした新たな産業興しや地域資源のブランド化等を推進するとともに企業誘致を促進します。

●森林資源の活用

中山間地域の約85%を占める貴重な森林資源を中山間地域の活性化に積極的に活用する取組みを促進します。

- ・里山の活力再生

- ・農業と連携した活用の推進

- ・木質系バイオマスの活用

●起業化、企業誘致等の促進

新たな産業興しや中小企業者が新たな事業展開を図ることができるよう、ベンチャー支援や農村における加工企業育成を推進します。また、関係機関と連携をとりながら、地域の特性を生かした企業や雇用の拡大が見込める企業の立地を促すとともに、市町村の誘致活動を積極的に支援します。

- ・起業化、構造転換の促進
- ・農産物加工企業体の育成
- ・企業誘致の促進

●特産品や地場産業等の育成

商工部門と農林水産部門が一体となって「しまね」のイメージアップにつながる特産品の育成を図るとともに、地域資源を生かした産業振興への取組みを支援します。

また、地場産業である伝統工芸品産業の育成や県産品の情報発信などを通じ、県産品の販売を促進します。

- ・「売れるものづくり」と「しまねブランドの育成」
- ・地域資源活用による観光関連産業振興への支援
- ・新商品・新技術開発支援
- ・伝統工芸品の育成

(2) 都市との連携

(ア) 都市住民との交流促進

中山間地域は、都市にはない魅力ある資源やさまざまな交流拠点施設を有しており、その有効活用が地域の活性化にとって極めて重要です。

こうした地域資源を都市住民に積極的にアピールし、都市とのネットワークづくりを進めるとともに、多様な交流を促進するための各種条件整備を推進します。

●情報の発信

都市住民に対し本県の中山間地域の魅力を積極的にアピールするための拠点施設の整備やイベント等を通じた情報発信を推進します。

- ・アンテナショップの整備
- ・インフォメーションデスクの機能強化
- ・観光キャンペーン「しまね神話から新話へ」の実施

●田舎体験・交流の促進

都市農村交流については、地域住民が主体となって取り組むよう誘導するとともに、所得の向上や地域住民による地域の豊かさの再発見など、地域の活性化につながるような交流人口の拡大を図ります。

- ・グリーンツーリズム、森林ツーリズムの推進
- ・棚田等のオーナー制度の推進
- ・都市住民への農村暮らしの提案
- ・ふれあい総合農場の整備
- ・森林レクリエーション施設の整備
- ・離島地域における交流の推進

(イ) 魅力ある地域・観光地づくり

中山間地域にある自然や産業、歴史、祭、生活風土、食べ物など、地域の個性を生かしながら、既存の拠点施設の活用や体験交流の場づくりを通じ、体験型の交流人口の拡大を図ります。

●交流人口の拡大

- ・自然とふれあうフィールドミュージアム化の推進（再）
- ・ふれあい総合農場の整備（再）
- ・市民農園等への支援
- ・体験学習施設等の導入支援
- ・森林レクリエーション施設の整備（再）
- ・テーマ型観光の推進
- ・広域観光ルート魅力アップの推進

(3) 都市通勤型の居住形態の推進

(ア) 良好な居住環境の整備

中山間地域における賃貸を促進するため、若者定住住宅や高齢者等が安心して暮らせる住宅など、都市に対して中山間地域での居住の優位性が発揮できる居住環境の整備を推進します。

●良好な住宅の供給

- ・若者定住住宅の整備
- ・中山間地域民間賃貸住宅の建設支援
- ・居住性改善による空き家活用
- ・高齢者向け住宅の整備促進

(イ) 都市へのアクセス道路の整備

中山間地域に居住しながら、都市に通勤して所得を得るというライフスタイルを確立し、兼業農家が安定的に存続できるためにも、都市への通勤時間の短縮や買い物等の利便性を高めるアクセス道路の整備、広域的交流に資する国道の整備を推進します。

●アクセス道路の整備

- ・広域的な交流に資する国道の整備
- ・高規格道路や生活圏中心都市へアクセスする県道の整備
- ・幹線市町村道路の整備

3 住みよい環境づくり

(1) 日常生活を支える諸機能の充実・強化

(ア) 生活関連社会資本の整備

中山間地域においても地域住民が情報化の恩恵を享受し、地理的ハンディを克服できるよう、地域の情報化を推進します。

また、公共交通機関や移動手段を持たない高齢者等の生活を支える交通システムなどの地域交通体系の整備、生活に密着した道路や都市へのアクセス道路の効果的な整備を図ります。

さらには、生活用水確保対策、公共下水道、集落排水及び合併処理浄化槽の整備など、中山間地域の社会基盤や生活環境基盤の整備を推進するとともに、中小河川改修や砂防事業など安全で安心して生活できる基盤づくりを推進します。

●情報通信基盤の整備促進

中山間地域の地理的ハンディを克服する手段の一つである情報化の推進は、地域における情報の受発信はもとより、新たな産業形態を生み出し、定住促進や地域産業の振興につながる大きな可能性を有しています。

そのため、地域情報化の担い手育成確保、情報弱者に対する支援を行うとともに、情報通信基盤の整備を促進します。

- ・地域情報化の担い手育成確保及び情報弱者への支援
- ・光ファイバー幹線網、CATV網等地域情報通信ネットワークの整備促進
- ・しまねフロンティアネットワーク等を活用した住民への地域情報・行政情報の提供
- ・移動体通信のカバーエリアの拡大

●生活を支える交通体系の整備

中山間地域住民の通院、通学、買い物など日常生活における利便性向上のためには、交通手段の確保が不可欠であることから、多様な輸送形態による地域の実情に応じた交通体系や通行に支障をきたさない道路整備を促進します。

- ・地方バス路線の維持確保
- ・移動困難地域解消や道路整備などによる地域生活交通体系の整備
- ・隠岐空港の整備、輸送力の増強
- ・隠岐航路の維持・充実

●道路網の整備

中山間地域における産業振興や生活利便機能の確保、交流の拡大などにより地域の活性化、定住の促進を図るうえで道路網の整備は極めて重要であり、生活に密着した道路や都市へのアクセス道路の効果的な整備を推進します。

- ・地域振興を支える道路や生活関連道路などの県道の重点整備
- ・地域の幹線道路網を形成する幹線市町村道の重点的・計画的整備

●生活環境の整備

中山間地域の住民が快適に暮らせる生活環境を形成するため、集落が点在している中山間地域の特徴に配慮しながら、水道未普及地域の解消や下水道整備を促進します。

- ・水道未普及地域の解消等の促進
- ・下水道整備の促進
- ・合併処理浄化槽整備の促進
- ・合併処理浄化槽の維持管理への支援

●安全な生活の確保

中山間地域の住民が安心して暮らすことができるよう、災害を防止するための河川改修や砂防事業を推進するとともに、地域安全活動拠点である交番、駐在所の充実を図ります。

- ・中小河川等の改修
- ・砂防事業の推進
- ・交番・駐在所の充実

(イ) 保健・医療・福祉サービスの確保

中山間地域における保健・医療・福祉を確保するため、住民に身近な市町村が実施する保健・福祉サービスの推進、医師確保対策やプライマリ・ケア（個人や家庭が身近で日常的に接する保健医療サービス）、入院治療等の医療サービス、在宅福祉や施設福祉サービスの充実を図ります。

●地域保健活動の総合的推進

高齢化の進んだ中山間地域において、高齢者の健康づくりを進めるため、サービスの受け手の立場を重視した体制づくりを促進します。

- ・長寿を支える健康づくり環境の整備
- ・市町村保健福祉総合センターの全市町村への整備促進
- ・地域リハビリテーション体制整備等

●地域医療の確保

県西部や離島などの中山間地域においては、医療提供体制の充実が求められており、地域的偏在の解消や医療施設の機能分担、相互連携システムを確立するなど、医療提供体制の整備を推進します。

- ・県西部地域の高度医療の確保
- ・公的医療機関等の整備充実
- ・救急医療体制の整備
- ・へき地勤務医師の確保
- ・離島医療の支援
- ・代診医師派遣制度の充実
- ・へき地医療情報システムの整備
- ・看護婦等保健医療従事者の確保

●福祉サービスの確保

高齢者が住み慣れた地域で心安らかに生活できるよう、日常生活や生きがい活動などを支援するとともに、介護サービスを円滑に推進するためのシステムを整備します。

また、安心して子どもを産み育てることができるよう、社会全体で子育てを支援する環境づくりを推進します。

- ・高齢者の日常生活、生きがい活動支援
- ・家族介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設の整備
- ・マンパワーの確保
- ・在宅介護支援センターの全市町村設置
- ・きめ細やかなサービス提供体制の整備（5000ネット）
- ・ボランティアセンターの全市町村設置
- ・地域の実情に応じた子育て支援環境整備の促進
- ・保育所における地域子育て支援機能の強化

(ウ) 商業・教育・文化機能の充実

購買力の低下や後継者不足により衰退著しい中山間地域の商業の活性化を推進し、高齢者等移動手段の確保が困難な住民の買い物利便性の向上を図ります。

また、中山間地域における教育機会均等の観点から、生徒が教育を受ける場の確保や学習環境の改善に努めるとともに、学校と地域との連携強化を図ります。

中山間地域の文化機能については、住民への多様な学習機会の提供や芸術文化にふれる機会の拡充など、地域の文化的環境の充実に努めます。

●商業活性化の推進

商業の活性化を図り、住民の買い物利便性を確保するため、集落地における店舗の整備や移動販売、共同仕入などへの支援を行うとともに、商業を担う後継者確保の人材育成を促進します。

- ・集落地店舗整備、移動販売車、共同仕入等への支援
- ・人材育成、後継者確保等の取組みへの支援
- ・制度融資の充実

●教育機能の充実

生徒や地域のニーズを踏まえた魅力ある学校づくりや学校の教育環境の整備等を推進するとともに、学校と地域との連携によるさまざまな取組みを推進します。

- ・うるおいのある学校環境づくり
- ・多様な教育に対応できる施設整備
- ・学校と地域が一体となって取り組む教育活動の支援

●文化活動等の促進

中山間地域における文化を担う人づくりや文化施設等の人材養成を図るとともに、西部地域における文化拠点を整備し、芸術文化の鑑賞機会や発表機会の拡充を図ります。

また、地域住民に多様な学習機会を提供し、さまざまな文化活動を支援することにより、地域の文化活動の活性化を図ります。

- ・芸術文化指導者の派遣による人づくりの促進
- ・文化施設等の人材養成・ネットワークづくり
- ・島根県芸術文化センター（仮称）の整備
- ・文化活動の支援等
- ・多様な学習の場の提供

(2) 地域の核としての機能の形成

(ア) 都市基盤の整備

地域の核となる都市機能を拡大するため、周辺地域からのアクセス道路や市街地開発、都市公園などの基盤整備を促進します。

●都市基盤の整備

- ・市街地開発の促進
- ・街路の整備
- ・市町村立公園の整備

(イ) 都市機能の集積整備

医療、商業、産業支援サービス、生活関連サービス等を集積した地域の拠点形成を促進します。

●医療サービスの充実

中山間地域における入院医療や専門外来医療に対応するため、公的病院等を中心とした医療提供体制の整備を図るとともに、高度医療提供体制の充実を図ります。

- ・公的医療機関等の整備充実（再）
- ・県西部地域の高度医療の確保（再）

●高速道路を活用したまちづくり

高速道路のＩＣを生かし、定住を促進するための総合的まちづくりに向けた検討を進めます。

- ・中国横断自動車道のＩＣ周辺の振興

●中心市街地の活性化

賑わいのある商業ゾーンを形成するため、共同店舗等の商業の集積化を図るとともに、まちづくりと一体となった活力ある中心市街地商店街の形成を図ります。

- ・商店街活性化の推進

4 環境・資源の維持保全

(1) 地域（集落）維持活動の促進

(ア) 集落機能の強化

地域における生活や活動の一つの単位である集落機能の維持・強化を図ることは、地域の活性化にとって非常に重要です。しかしながら、過疎化、高齢化の進行により集落の衰退・崩壊が懸念される地域が出はじめています。

そのため、集落の維持・活性化に向けた集落や市町村の主体的取組みを緊急的な対策として支援するとともに、交通、生活用品供給、福祉などの生活サポートの仕組みづくりを促進します。

●地域社会維持のための仕組みづくりの促進

地域において人々が安心して暮らせるための生活サポートの仕組みづくりや、集落機能強化のための再編なども含めた集落のあり方についての実践的研究を行います。

- ・中山間地域生活サポートの推進
- ・移動困難地域解消や道路整備などによる地域生活交通体系の整備（再）
- ・中山間地域研究センターにおける調査研究

●集落等の自主的活動への支援

集落維持・活性化緊急対策事業による集落の話し合いに基づく活動を支援するとともに、集落対策の主体的役割を担う市町村が、緊急対策事業の成果を生かし、集落の維持・活性化に取り組む場合に県としても支援を行います。

また、集落や団体等の地域活性化に向けた取組みを支援するアドバイザー制度の充実を図ります。

- ・集落維持活性化に向けた集落活動の支援
- ・集落維持活性化の活動拡大への支援
- ・地域づくりブレーンバンクの充実

(2) 公益的機能の維持

(ア) 県民の理解促進

中山間地域の森林や農地等が果たす公益的機能について、積極的な啓発活動を展開するとともに、農林業等の体験学習機会を拡充し、広く県民や都市住民の理解増進を図ります。

●公益的機能への理解促進

中山間地域の森林・農地等が果たしている重要な公益的機能について、県民の理解増進を図るための積極的な啓発活動を展開します。

- ・農村景観や棚田保全に向けた啓発活動
- ・森林とふれあう機会の提供
- ・緑の募金等県民運動の推進
- ・ツリーバンクの活用

●体験を通じた理解促進

中山間地域の魅力や機能への理解を促進するため、中山間地域におけるさまざまな体験活動機会の提供を図ります。

- ・森林林業教育の推進
- ・農林業体験学習の推進
- ・しまねサマー楽校の開催

(イ) 農林地の保全活動の推進

農業・農村が持つ食料生産や多面的機能の維持増進の基盤となる農地については、過疎化・高齢化の進行に伴う耕作放棄の増大が顕著であることから、その維持確保に積極的に取り組みます。

森林については、公益的機能を十分發揮する「豊かな森づくり」に向けて、森林所有者だけでなく県民・行政が一体となって保全を図ります。

●農地の保全

保全すべき農地の生産基盤整備や農地保全の担い手である認定農業者や集落営農組織、農作業の受委託等を行う第3セクター等の育成を図るとともに、直接支払制度の効果的活用や集落農業総点検運動の展開を促し、棚田オーナー制度の導入等農地の多面的活用を進めます。

- ・地域の話し合いによる農地維持の推進
- ・幅広い担い手の確保と担い手への農地の集積
- ・農地の多面的活用の推進

●森林の保全

新たな公的支援や上下流連携等による森林の整備を推進するとともに、路網の整備や治山事業による保全を図ります。

- ・新たな公的支援による森林の整備
- ・上下流連携による森林整備の促進
- ・治山事業等の推進
- ・森林資源情報の管理

5 中山間地域対策の総合的な推進

中山間地域のさまざまな課題は相互に絡み合っていることから、課題解決方策の調査研究を進め、横断的な推進体制により事業の連携調整を図りながら、市町村や広域団体、地域住民の自主的な取組みを支援します。

また、中山間地域の活性化にとって定住の促進が重要であることから、U Iターンの受け入れなど、総合的な定住施策を推進します。

(ア) 総合的横断的推進体制の整備

中山間地域対策の総合的推進を図るため、中山間地域対策本部における各分野の連携調整機能を強化するとともに、試験研究機関の連携強化や総合的な地域研究機能強化を図り、効果的な施策展開による地域の維持・活性化を推進します。

- ・中山間地域対策本部の機能強化
- ・試験研究機関相互の連携強化
- ・中山間地域研究センターの機能強化や大学等との連携の強化

(イ) 市町村・広域振興への総合的支援

住民に最も近い行政主体である市町村における地域の特性を踏まえた地域づくりを支援するとともに、住民の日常生活圏が多様化、広域化する中で、事業規模の拡大や効率的な投資などの面から、市町村のエリアを越えた広域的な取組みや自主的合併などを総合的に支援します。

- ・住んで幸せしまねづくりの推進
- ・広域連携や自主的合併への支援
- ・地域資源のネットワーク化による地域活性化の推進

(ウ) 定住促進のための総合的支援

人口減少や少子化の進行の著しい中山間地域における定住を促進するため、県と（財）ふるさと島根定住財団が一体となって、横断的・機動的・先導的な定住施策を推進します。

- ・総合的な定住情報の提供
- ・田舎暮らしの魅力発信
- ・大学等卒業者の県内定住促進
- ・定住促進のための先導的事業の展開
　　定住の受け皿づくりの推進
　　U I ターンの受け入れの推進
　　県内定住の推進
- ・少子化対策に取り組む団体等の活動支援

第3 効果的な施策推進

第2「施策の内容」において、中山間地域が抱えているさまざまな課題に対応するための施策について、中山間地域活性化基本構想に基づき体系化してきたところです。

こうした中山間地域活性化施策の効果を高めるためには、関係分野の連携を図りながら、総合的かつ重点的に施策を展開することが求められており、新たな視点に立った横断的取組み等が必要な以下に掲げるテーマごとに推進体制を整え、より実効性ある施策展開を図ります。

1 地域資源を生かした交流の拡大

近年、全国的に、若者を中心に都会からのU I ターン希望者が多くなりつつあることからも、農山村への関心が高まってきていることが窺えます。

こうした動きを中山間地域の活性化に生かすため、中山間地域の個性ある地域資源を生かした、体験型の交流拡大に向けた取組みを支援するとともに、県も各種イベント等を行うなど、県、市町村、団体、県民等が連携して交流拡大を推進します。

- ア. 地域資源活用のための情報提供
- イ. 地域資源を生かした住民の自主的活動への支援
- ウ. 県による交流拡大に向けた取組みの実施
- エ. グリーンツーリズムの推進
- オ. テーマ型観光の推進

【関係部局等】 総務部 企画振興部 環境生活部 農林水産部 商工労働部

【推進体制】 地域資源活用推進会議（仮称）

2 農林水産物の流通強化

中山間地域の重要な産業である農林水産業の振興のためには、地理的状況から概ね少量多品目生産となっている農産物や林産物等の流通対策の強化が不可欠であることから、農林水産部門と商工部門等の連携による「しまねブランド」の育成や販路の開拓等を推進します。

- ア. 生産と食品産業等との結びつき強化
 - イ. 地域内農産物流通への支援
 - ・地域の教育、福祉、交流施設への供給支援
 - ・産直への支援
 - ウ. しまねブランド育成のための仕組みづくり
- 【関係部局等】 農林水産部 商工労働部
 【推進体制】 連絡協議会

3 森林資源の有効活用

循環型社会の構築に向け、中山間地域の約85%を占める貴重な森林資源を有効活用するため、各種分野が連携して木質バイオマスの活用策の検討を進めるとともに、里山資源を交流活動に活用する取組みなどを支援します。

- ア. 木質バイオマスのエネルギー利用促進の検討・試行
 - イ. 木質バイオマスの農業利用の促進
 - ウ. 炭や特用林産物の生産振興
 - エ. 里山放牧など農地と林地の一体的利用
 - オ. 交流型の森林整備の促進
- 【関係部局等】 企画振興部 環境生活部 農林水産部 商工労働部 土木部 企業局
 関係団体等
 【推進体制】 中山間地域バイオマス活用検討会（仮称）

4 中山間地域における情報化の推進

地域情報化の推進は、中山間地域の地理的ハンディを克服し、情報格差の是正、生活利便性の向上や住民サービスの向上に大きく貢献するばかりでなく、地域産業の活性化、さらには地域の個性を発揮した新たな産業振興につながる可能性を有しています。

そのため、中山間地域におけるさまざまな分野での情報通信技術（IT）の活用を促進するとともに、情報化に慣れ親しむ環境づくりや地域の情報化を支える人材の育成、さらにはそのネットワーク網となる地域情報通信基盤の整備を促進します。

- ア. 全部局によるIT活用策の検討
 - イ. 市町村等と連携した多様な研修機会の確保
 - ウ. 地域の情報化をリードする人材の育成
 - エ. CATV網等地域情報通信ネットワークの整備促進
- 【関係部局等】 全部局
 【推進体制】 高度情報化推進委員会

5 県道、農道、林道、市町村道の連携整備

中山間地域における生活関連道路の整備については、通勤・通学・通院等、日常生活に不可欠な路線において、交通危険箇所や緊急車両の通行が困難な箇所の解消を図る。特に、緊急対策として一定集落から市町村中心地や公共施設を結ぶ区間を重点的に整備します。

整備にあたっては、県道、市町村道のみならず、産業振興のための農道、林道も活用できるよう連携を図りながら進める必要があります。

このため、関係各課で構成する「中山間地域道づくり連絡会議（仮称）」を設置し、広域行政や公共交通の確保等といった視点も加え、各道路事業者間の連携を図ることにより、計画的かつ戦略的な整備促進を図ります。

【関係部局等】 総務部、企画振興部、農林水産部、土木部

【推進体制】 中山間地域道づくり連絡会議（仮称）

6 中山間地域における生活環境の整備

中山間地域においては、集落や住居の点在といった特性から上下水道の整備が遅れており、生活に不便を来している地域が存在しています。

そのため、下水道の整備については、地域の特性を十分勘案し、最も効率的、効果的な整備方式（集合・個別）を選定しながら推進します。

また、水道未普及地域の解消を図るために、水道の整備促進と併せ、水道事業の導入が困難な地域における安定的な飲料水確保への支援を行います。

さらに、上水道と下水道の連携による効率的な整備も図りながら、地域の実態に応じた生活環境の整備を推進します。

- ア. 公共下水道整備の促進
- イ. 農業集落排水処理対策の促進
- ウ. 漁業集落排水処理対策の促進
- エ. 合併処理浄化槽の整備促進
- オ. 水道未普及地域の解消等の促進

【関係部局等】 環境生活部 健康福祉部 農林水産部 土木部

【推進体制】 全県域下水道化推進本部会議

7 中山間地域集落の夢の実現

人口減少や高齢化が進みつつある中山間地域集落における自主的活動を拡大するため、集落維持・活性化緊急対策事業のフォローアップも含め、市町村が主体的となって実施する集落活性化対策を支援します。

また、県は情報提供や助言、アドバイザー派遣などにより市町村や集落の取組みを支援し、集落が自ら描く夢の実現を図ります。

- ア. 集落活性化対策への支援
- イ. 集落に対する各種補助制度の情報提供
- ウ. 地域振興プロジェクトチームによる総合的支援
- エ. 地域づくりアドバイザーによる支援

【関係部局等】 総務部 企画振興部 農林水産部 研究機関

【推進体制】 集落活性化支援対策会議（仮称）

8 中山間地域における生活サポートの推進

中山間地域においては、人口減少や高齢化の進展にともない日常生活用品の確保、生活交通の確保、相互扶助機能の強化など、日常生活の支援対策が不可欠となっています。

そのため、生活者の視点に立って既存の各種支援策を検証しながら、社会福祉協議会、郵便局、JA、商工会など関係機関との連携や自治会、NPO、ボランティアなどの協力により、安心して日常生活を営むことができる中山間地域づくりを推進します。

- ア. 生活交通確保のための支援
- イ. 高齢者丸ごと安心生活サポートの推進
- ウ. 小地域福祉ネットワークづくりの支援
- エ. 日常生活用品確保のための支援
- オ. 郵便局等による生活サポートの推進

【担当部局等】 総務部 企画振興部 環境生活部 健康福祉部 農林水産部
商工労働部 警察本部 関係団体

【推進体制】 中山間地域生活サポート推進会議

9 中山間地域の公益的機能維持保全

人口減少や高齢化の進展により、中山間地域が担っている国土保全、環境保全機能の維持が困難になりつつあります。

そのため、中山間地域が果たしている公益的機能の重要性についての意識啓発や、NPO、ボランティア等の協力を得た農林地の維持保全活動の促進、各種制度の効果的活用の誘導など、各部門等が連携しながら、中山間地域における公益的機能の維持保全を図ります。

- ア. 公益的機能についての意識啓発
- イ. 農林地の維持保全活動の展開
- ウ. NPOやボランティア等との連携
- エ. 各種制度の効果的活用の誘導

【関係部局等】 企画振興部 環境生活部 農林水産部 研究機関 NPO等

【推進体制】 公益的機能保全対策研究会（仮称）

10 鳥獣被害の軽減対策

中山間地域を中心とした鳥獣被害は深刻さを増しており、生産意欲の減退のみならず、生活意欲の減退までもたらすようになってきていることから、特に被害の大きなイノシシの被害防止の推進や駆除対策の充実を図るとともに、イノシシの活用についても検討を進めます。

- ア. 農業・畜産・林業の一体的被害の防除対策の研究
- イ. 広域的駆除体制の構築
- ウ. 産業面でのイノシシの活用

【関係部局等】 農林水産部各部門 研究機関

【推進体制】 イノシシ被害対策共同研究連絡協議会

11 UI ターン等の受け入れ強化

近年、全国的に若者や定年退職者を中心としたUIターン希望者が増えてきていることから、本県の中山間地域の魅力を積極的に情報発信するとともに、県の各分野やハローワーク、ふるさと島根定住財団、農業、林業、漁業の新規就業支援組織、市町村等が連携し、UIターンの受け入れ促進を図ります。

- ア. 県出身大学生等へのしまね魅力発信
- イ. 都市住民等への田舎暮らしの魅力発信
- ウ. ふるさと島根定住財団による支援
- エ. 農業、林業、漁業の新規就業者への支援
- オ. 定住のための住宅の整備
 - ・若者定住住宅の整備
 - ・中山間地域民間賃貸住宅の建設支援
 - ・居住性改善による空き家活用

【関係部局等】 総務部 企画振興部 農林水産部 商工労働部 土木部
支援組織等

【推進体制】 しまね暮らし促進連絡会議（仮称）

第5章 計画の推進体制等

第1 推進体制

1 中山間地域対策本部の機能強化

中山間地域の課題は多様で県の組織上も多岐にわたっていることから、「島根県中山間地域対策本部」において、「第3 効果的な施策推進」に掲げる具体的テーマごとの横断的取組みの総合調整や、重点的に推進すべき施策について検討、調整を図り、中山間地域施策を効果的、総合的に推進します。

また、中山間地域においてさまざまな活動を展開している地域住民や産業体験事業などによるIターン希望者、都市住民などの生の声を聞く意見交換会を開催し、この計画に基づく施策推進や今後の施策構築に生かしていきます。

2 地方機関における推進体制

具体的施策展開の最前線である地方機関においても、地域行政推進会議や地域振興プロジェクトチームを中心として、地方機関の総合的な連携・調整を図り、計画に基づく各種施策が効果的に展開できるよう努めます。

また、市町村、民間団体、地域住民の主体的取組みへの協力や各種情報の提供、助言等を行い、中山間地域の維持・活性化を推進します。

3 中山間地域問題の研究や人づくり・地域づくりの支援体制

中山間地域研究センターの機能を充実し、地域研究部門、総合技術部門、林業部門が一体となり、大学や他の研究機関と協力しながら、中山間地域が抱える課題解決や公益的機能の保全、産業の振興を図るために総合的な調査・研究を推進するとともに、研修機能の整備や各種の情報提供、地域へのアドバイザー派遣などにより、市町村や地域への支援を行います。

4 他県との連携による中山間地域活性化の推進

中山間地域問題は個々の地方自治体の取組みだけでは解決が困難な課題もあることから、本県と同様な課題を抱える他県との連携が不可欠です。

そのため、「中国地方中山間地域振興協議会」や「国土保全奨励制度全国研究協議会」において、中山間地域問題の調査・研究や中山間地域が担っている多面的機能に対する国民の理解増進を図るとともに、国に対しても新たな施策構築等について要請を行っていきます。

第2 計画の進行管理と成果の公表

この計画の実効性を確保するため、施策の目標数量等を設定し、計画の進行管理を徹底するとともに、施策の成果を県民に公表し、活性化に向けた市町村、民間団体、地域住民の主体的取組みを誘発するよう努めます。

第3 中山間地域対策に係る目標数量等

施策体系	評価項目	単位	現状 (H11年度末)	目標 (H16年度末)	備考
1 誇りの持てる地域づくり	★地域資源活用のための情報提供		—	H13公表	※
	★地域資源を生かした住民の自主的活動	市町村数	—	55	※ 全中山間地域市町村
2 魅力ある雇用の場づくり	認定農業者数	人	535	684	
	集落営農組織数	組織	303	393	
	新規就農者数	人／年	27	51	※ 全県
	家族経営協定締結数	組	10	87	
	農産物粗生産額	百万円	36,031	43,283	現状 H9
	米	百万円	15,950	17,651	現状 H9
	野菜	百万円	4,213	5,607	現状 H9
	果樹	百万円	912	1,317	現状 H9
	花き	百万円	652	1,099	現状 H9
	畜産	百万円	12,986	15,935	現状 H9
3 地域連携による生産・販路開拓	その他	百万円	1,318	1,674	現状 H9
	持続農業法認定農業者数	人	98	500	現状 H12
	産直取組み数	事例	18	30	※
	農業生産と食品産業の連携	協議組織設置	全県 1	全県 1 圏域 7	※
	学校給食、病院等への地元農産物供給事例数	事例	22	36	※
	★しまねブランド育成のための推進体制づくり		既設協議会	H13拡充	※
	繁殖雌牛飼養頭数	頭	10,805	12,775	現状 H9
4 地域活性化による地域振興	肥育牛飼養頭数	頭	9,786	12,175	現状 H9

施策体系	評価項目	単位	現状 (H11年度末)	目標 (H16年度末)	備考
3 住みよい環境づくり	放牧面積	ha	4,435	5,077	※
	圃場整備率	%	63	67	
	基幹農道整備延長	km	389	500	
	間伐実施面積	ha	—	10,850	※ 期間内整備量
	林道整備延長	km	1,769	1,863	
	基幹作業道整備延長	km	—	92	期間内整備延長
	しいたけ生産量(生)	t	1,630	2,400	※
	★木竹炭生産量	t	296	350	※
	★木質バイオマス利活用	検討組織設置	—	H13設置	※
	★狩獵免許取得者数	人	2,538	3,500	※
	★林業の新規就業者数	人／年	100	100	※ 全県
	観光客入り込み客数	千人	8,883	9,822	
	観光消費額	百万円	36,789	43,650	
	道路案内標識設置数	本	3,896	4,531	
	道の駅設置数	箇所	12	20	
	★観光キャンペーン、フォーラム等による交流拡大		—	キャンペーン H13 フォーラム等 H14～	※ 観光キャンペーン 「しまね神話から新話へ」
	体験交流の広域化、メニュー化(グリーンツーリズム)	取組み地区	1	5	※
	★テーマ型観光取組み地区	取組み地区	—	2	※ テーマ型観光推進事業 H13終了
	国道改良				県管理国道
	延長	km	347	372	
	改良率	%	76	82	改良延長／実延長

施策体系	評価項目	単位	現状 (H11年度末)	目標 (H16年度末)	備考
	県道改良				
	延長	km	710	813	
	改良率	%	39	44	改良延長／実延長
	幹線市町村道改良				
	延長	km	1,333	1,373	
	改良率	%	74	76	改良延長／実延長
	街路の整備	km	9.7	11.1	県道街路改良延長
	★県道、農道、林道、市町村道の一体的整備	府内調整組織設置	一	H13設置	※
	下水道等普及状況				
	公共下水道処理人口	人	10,300	26,500	※ 単独公共下水道
	農業集落排水処理人口	人	25,000	36,200	※
	漁業集落排水処理人口	人	5,700	9,900	※
	合併処理浄化槽普及数	基	3,237	6,218	※
	★水道整備率	%	一	H13年度設定	※ 県、市町村補助による飲用井戸を含む
	県営住宅整備戸数	戸	642	684	
	県営住宅数	戸	62	150	加齢タイプ
	若者定住向賃貸住宅数	戸	631	1,086	
	IT研修				
	★県実施施設数	箇所	11	22	※
	★実施市町村数	市町村	15	55	※ 全中山間地域市町村
	★地域情報通信ネット数	箇所	13	74	※
	特別養護老人ホームベッド数	床	2,050	2,210	
	市町村保健福祉総合センター数	市町村	30	44	

施策体系	評価項目	単位	現状 (H11年度末)	目標 (H16年度末)	備考
3. 災害対策・復興支援	放課後児童クラブ数	箇所	10	33	
	★生活バス運行系統数	系統	650	850	※
	★小地域福祉ネットワーク実施箇所数	箇所	700	983	※
	★日常生活用品確保のための支援件数	件／年	6	10	※
	★郵便局による福祉活動の取組み数	市町村	28	44	※
	治山ダム数	基	7	9	県が管理中のダム
	砂防・地すべり・急傾斜整備地区数	地区	—	97	期間内整備数
	治山事業	箇所	156	891	
	中小河川等の改修率	%	27	31	
	道路防災緊急対策事業実施箇所	箇所	56	195	
4. 環境・資源の維持保全	公益的機能評価手法の確立		—	H16年度手法確立	※
	地積調査完了面積	km ²	1,672	1,944	
	★集落維持・活性化緊急対策事業実施率	%	40 (H12)	90 (H13)	※ H13事業終了
	★市町村集落活性化基金造成市町村数	市町村	—	55	※
	★集落活動取組み拡大集落数	集落	—	400	※
	★集落に対する情報提供資料の作成、配布		—	H13実施	※
	★地域づくりアドバイザー派遣回数	回／年	14	30	※ 中山間地域づくり支援ブレーンバンク事業
	★直接支払制度導入実施面積	ha	11,569	15,000	※ 現状H12 全県
	保全農地面積	ha	—	H14策定	※
	★上下流連携取組み事例数	事例	0	5	※
	間伐実施面積	ha	—	10,850	※ 期間内整備量

施策体系	評価項目	単位	現状 (H11年度末)	目標 (H16年度末)	備考
5 中山間地域対策の総合的な推進	ボランティア活動等実施数	回／年	0	4	※
	★県内出身大学生等へのしまね魅力情報発信	人	—	7,000	※ 全県
	★産業体験者数	人	373	900	※ 全県
	新規就農者数	人／年	27	51	※ 全県
	★林業の新規就業者数	人／年	100	100	※ 全県

- (注) 1 評価項目欄の★印は、本計画において新たに設定した項目。
 2 備考欄の※印は、第4章第3の「効果的な施策推進」の各テーマに係る評価項目を示す。
 3 期間内整備量については、H13～H16の4ヶ年間（本計画期間内）とした。
 4 備考欄に「全県」の表示がない評価項目については、市町村の全域が中山間地域に指定されている地域のみを範囲として設定した。

参 考

島根県中山間地域活性化基本条例

豊かな自然と文化資源に恵まれたわたしたちのふるさと島根県において、中山間地域は県土の大部分を占めており、地域住民の生活の場として重要な位置を占めているのみならず、土砂流出や洪水の防止、水資源涵養等の国土保全機能や大気の浄化等の環境保全機能など、県民生活を営む上で多面的かつ重要な機能を担っている。

しかしながら、中山間地域は、人口の著しい減少が続き、急速に高齢化が進行している。今や中山間地域の有する公益的機能の維持保全はもとより、その一部には地域社会の維持存続さえも危ぶまれる事態も生じている。

わたしたちは、このような厳しい状況を克服し、誇りの持てる地域づくり、魅力ある雇用の場づくり、住みよい環境づくり、環境・資源の維持保全を実現して、豊かで住みよい中山間地域を形成することが、本県の均衡ある発展と県勢の振興を図る上において不可欠であると認識し、中山間地域の有する公益的機能を正しく理解し、中山間地域の活性化に向けて最大限の努力を払うことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、過疎化及び高齢化が急速に進行し、地域社会の維持存続が困難な状況にある県内の中山間地域の活性化を図り、もって県民の福祉の向上に資することを目的とする。

(中山間地域)

第二条 この条例において「中山間地域」とは、産業の振興、就労機会の確保、保健・医療・福祉サービスの確保その他の社会生活における条件が不利な地域であって、当該地域の振興を図る必要があると認められる地域として規則で定める区域をいう。

(公益的機能の理解及び維持増進)

第三条 県民は、農林水産物の供給、豊かな自然環境の提供、水資源涵養、洪水防止等の国土保全、大気の浄化等の環境保全、自然とのふれあいを通じた教育の場の提供等の中山間地域の有する公益的機能を正しく理解し、その維持増進に努めなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、中山間地域の活性化を図るために計画を策定し、これに基づく総合的な施策を実施する責務を有する。

(市町村の責務)

第五条 中山間地域を有する市町村は、当該市町村の自然的・社会的諸条件に応じた中山間地域の活性化に関する総合的な施策を策定し、計画的にこれを実施するものとする。

(報告)

第六条 知事は、中山間地域の活性化に関して講じた施策等に関する報告書を作成し、公表しなければならない。

(政策形成機能の発揮)

第七条 県は、中山間地域が抱える社会経済的問題及び中山間地域における農林水産業の生産振興に関する調査研究を行うための機能を整備し、関係市町村、関係団体及び地域住民が、自主的に

課題の解決に取り組みために必要な情報提供を行うとともに、県自らが広域的観点から中山間地域の活性化に資する政策の形成に取り組むものとする。

(定住環境の整備)

第八条 県は、中山間地域における定住環境の整備を図るため、関係市町村と協力し、道路、下水道等の社会生活基盤の整備その他の生活基盤の整備についての必要な施策を講ずるものとする。

(活力ある中山間地域の創造)

第九条 県は、活力ある中山間地域の創造に資するため、関係市町村と協力し、農林水産業の振興、総合的な保健・医療・福祉施策の推進、商工業の振興その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域に対する支援)

第十条 県は、中山間地域の地域資源の活用、農地の保全その他の中間地域の公益的機能の維持増進を図るため、中山間地域の活性化を図る事業に対して積極的な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第十二条 県は、中山間地域の活性化に関する施策を推進するため、基金の積立て等必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。